

Straight away

IFRS bulletin from PwC

1 February 2013

IASBとFASBが収益認識基準の適用範囲およびその他の事項について決定する

最新の動向

国際会計基準審議会 (IASB) および米国財務会計基準審議会 (FASB) (以下、「両審議会」) は、1月の合同会議において、収益基準の適用範囲を明確にすることを決定しました。また、両審議会は、買戻し契約およびアセット・マネジャーによるパフォーマンス・フィーの会計処理を確認しました。また、企業の通常の事業活動の成果ではない非金融資産の移転の会計処理は、収益認識基準のガイダンスに従わなければならないことも確認しました。

両審議会の決定は暫定的であり、変更される可能性があります。2月の会議において、再審議が予定されている主要な論点は以下のとおりです。

- 開示
- 経過措置

主な決定事項は？

適用範囲

両審議会は、協力者または共同事業者が実質的に取引における顧客である場合、彼らとの取引を含む、すべての顧客との契約に収益認識基準を適用することを確認しました。

両審議会は、契約が複数の引渡対象物を含む場合に、どのようなときに、他のガイダンスではなく、収益基準を適用するのかということに関する2011年公開草案のガイダンス案を維持しました。すなわち、企業は、まず適用可能な他の基準におけるガイダンスを適用し、他に適用できるガイダンスが存在しない場合に限り、収益基準のガイダンスを適用することになります。

買戻し契約

企業が、販売した財を買戻すことに合意する、さまざまな契約を締結する可能性があります(たとえば、コール・オプション、プット・オプション、または先渡契約)。これらの取引は、リース、融資、または返品権付きの販売として扱われる場合があります。両審議会は、2011年公開草案におけるガイダンスを確認しました。当ガイダンスは、買手がプット・オプションを行使する著しい経済的インセンティブを有する場合、売手は販売した資産を買戻すことに合意した取引(買手のプット・オプション)をリースとして会計処理することを要求しています。また、両審議会は、売手が資産を買戻す明示的または黙示的な義務を負っていない限り、売手による残価保証は収益認識を妨げないことにも合意しました。企業は、そのような義務をプット・オプションとして会計処理することになります。両審議会は、売手がコール・オプションを有している場合には、オプションが実質的であると考えられるため、支配は移転しないとすることも確認しました。

企業は、財を仲介業者に販売し、その後、第三者にリースするために当該財を買戻すことがあります。両審議会は、このような取引へのガイダンス案の適用について議論し、変更の必要はないと決定しました。そのため、支配が移転すれば、仲介者に対する販売について売上を認識することができます。

両審議会は、顧客が、当初の販売価格を下回る価格のプット・オプションを有し、プット・オプションを行使する著しい経済的インセンティブがある場合のセール・アンド・リースバック取引に関するガイダンス案



を明確にしました。両審議会は、リース・プロジェクトにおける仮決定と整合させ、これらの契約を融資契約として扱われなければならないと決定しました。

収益認識のモデル案がアセット・マネジャーに与える影響

両審議会は、アセット・マネジャーに対する業績に基づくインセンティブ手数料は、他の産業と同様、変動対価の収益認識と同じ制限の対象となることを確認しました。すなわち、将来の重要な戻入れがない金額を上限として収益が認識されます。その結果、多くの業績に基づく報酬は、確定されるまで認識されない可能性があります。

企業の通常活動の成果ではない資産の移転

両審議会は、企業の通常活動の成果ではない非金融資産の移転に、契約の存在、支配の移転、および測定（収益認識の制限を含む）に関連する収益認識基準のガイダンスを適用しなければならないことを確認しました。これには、たとえば、有形固定資産の売却が含まれます。

コンバージェンスは達成されるか？

国際財務報告基準(IFRS)と米国会計基準(US GAAP)の両基準の下で類似する取引は、収益認識については、同一の原則が適用されるため、コンバージェンスは達成される見込みです。収益基準のガイダンスを適用する前に、当ガイダンスが他の基準を参照することを要求している範囲では、引き続き相違が生じる可能性があります。

影響を受ける企業は？

当最終基準は、IFRSまたはUS GAAPを適用するほとんどの企業に影響を与えます。現在、業界別ガイダンスに従っている企業は、最も影響を受けると予想されます。

提案されている発効日は？

PwCは、最終基準の発効日は2015年より早くなることはないかと予測しています。

次のステップは？

両審議会は、最終基準を2013年第2四半期に公表することを目標に、2013年第1四半期に再審議を最終化する予定です。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.